国定公園及び愛知県立自然公園の許可、届出等の取扱要領

目　次

第１章　総則（第１）
第２章　許可（第２～第 17）
第３章　届出（第 18～第 31）
第４章　国の機関が行う行為の取扱い（第 32～第 33）
第５章　自然環境等調査（第 34～第 38）
第６章　報告（第 39～第 40）
第７章　監察・違反行為（第 41～第 44）
第８章　損失補償（第 45）
第９章　書類の経由等（第 46～第 50）

第１章　総　則

（通則）

第１　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 20 条第１項に規定する特別地域、第 21 条第１項に規定する特別保護地区又は第 33 条第１項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）の、愛知県立自然公園条例（昭和 43 年愛知県条例第７号。以下「条例」という。）第 20 条第１項に規定する特別地域、第 30 条第１項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等に関しては、条例及び愛知県立自然公園条例施行規則（昭和 43 年愛知県規則第 34 号。以下「県規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２章　許　可

（許可申請書の様式）

第２　規則第 10 条第１項の規定による国定公園に関する申請書は、別記様式第１によるものとし、県規則第 11 条第１項の規定による県立自然公園に関する申請書は、県規則に定める様式第８によるものとする。

（許可申請内容の事前指導）

第３　許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、令、規則、条例、県規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

なお、指導に際しては、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 32 条から第 36 条の２まで及び愛知県行政手続条例（平成７年愛知県条例第 28 号。以下「行政手続条例」という。）第 30 条から第 35 条までの規定に留意するものとする。

（市町村長の処理）

第４

１　市町村長は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め申請者に補正させた上で、当該申請についての意見書（別記様式第２）並びに他法令の手続きを要する場合その進捗状況を記載した調書

（別記様式第３）を添付し、申請書が提出された日から起算して原則として７日以内に東三河総局長又は県民事務所長（以下「事務所長」という。」に送付するものとする。

ただし、申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りではない。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに申請書を添えてその旨を事務所長へ通知するものとする。

２　前項のただし書きの場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

（県民事務所長の処理）

第５

１　県民事務所長は、市町村長から申請書の送付を受けたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、次の各号に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

(1)　公園計画との関係

(2)　行為地及び行為地周辺の状況

(3)　施行方法の適否

(4)　風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響

(5)　許否に関する意見及び許可する場合の条件に関する意見

(6)　他法令による処分の状況

(7)　土地所有者の諾否

(8)　その他許否の判断に必要な事項

２　許可処分に際して、別表第１の例文に従い行為完了後に報告すべき旨の条件を付した場合には、別記様式第４により報告させるものとする。

３　県民事務所長は、申請書の提出があった後、規則第 10 条第４項の規定により同条第３項各号に掲げる事項又は県規則第 11 条第４項の規定により同条第３項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めた場合は、１の規定中「申請書」を「規則第 10 条第３項各号に掲げる事項を記載した書類」又は「県規則第 11 条第第３項各号に掲げる事項を記載した書類」と読み替えて、１の規定を適用する。

４　行為内容が県民事務所長の専決事項に該当するものにあっては、申請書の送付を受けた日から起算して 16 日（送付日数２日を含む。）以内に、自ら処理するものとし、環境局環境政策部自然環境課（以下「本庁」という。）において許可する行為（別表第２）にあっては、意見書（別記様式第２）を添えて８日以内に環境局長（自然環境課）に副申するものとする。ただし、申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りではない。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあっては、自ら処分するものについては、速やかに申請者に対し申請により求められた処分の拒否を行うものとし、本庁において許可する行為については、速やかに申請書を添えてその旨の副申を行うものとする。

５　前項のただし書きの場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

６　許可書は、別記様式第５により、市町村を通じて申請者に交付するものとする。

（環境局長の処理）

第６

1　県民事務所長から副申を受けた申請書は、第５の１から３までに定めるところに準じて処理するものとする。

2　自然公園法第 20 条第５項及び第 21 条第５項の規定により環境大臣との協議を行うものについては、速やかにこれを行うものとする。

3　環境局長においては、県民事務所長から申請書の副申を受けた日から起算して 14 日以内に処理するものとする。ただし、前項により環境大臣との協議を行う場合及び申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りではない。

　なお、相当の期間を経過しても当該申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに申請者に対し、申請により求められた処分の拒否を行うものとする。

4　前項のただし書きにより指導を要する場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

（東三河総局長の処理）

第７

1　東三河総局長は、市町村長から申請書の送付を受けたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、次の各号に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

(1)　公園計画との関係

(2)　行為地及び行為地周辺の状況

(3)　施行方法の適否

(4)　風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響

(5)　許否に関する意見及び許可する場合の条件に関する意見

(6)　他法令による処分の状況

(7)　土地所有者の諾否

(8)　その他許否の判断に必要な事項

2　許可処分に際して、別表第１の例文に従い行為完了後に報告すべき旨の条件を付した場合には、別記様式第４により報告させるものとする。

3　東三河総局長は、申請書の提出があった後、規則第 10 条第４項の規定により同条第３項各号又は県規則第 11 条第４項の規定により同条第３項各号に掲げる事項に掲げる事項を記載した書類の提出を求めた場合は、１の規定中「申請書」を「規則第 10 条第３項各号に掲げる事項を記載した書類」又は「県規則第 11 条第第３項各号に掲げる事項を記載した書類」と読み替えて、１の規定を適用する。

4　行為内容が別表第２の行為にあっては、申請書の送付を受けた日から起算して 24 日（送付日数２日を含む。）以内に、それ以外の行為にあっては、16 日（送付日数２日を含む。）以内に、処理するものとする。ただし、申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りではない。

　なお、相当の期間を経過しても当該申請書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに申請者に対し、申請により求められた処分の拒否を行うものとする。

5　前項のただし書きの場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

6　許可書は、別記様式第５により、市町村を通じて申請者に交付するものとする。

7　東三河総局長は、市町村長から、法第 20 条第５項又は法第 21 条第５項で定める環境大臣との協議

を要する行為（以下、「大臣案件」という。）の申請書の送付を受けたときは、環境省への協議書の写し及び申請書１部を環境局長に送付する。また、環境省から回答書が送付された場合、回答書の写しを環境局長に送付する。

（期間の計算）

第８　期間の計算については、休日及び勤務を要しない日の日数は、処理日数に算入しないものとする。

（許可に関する審査基準）

第９

１　許可申請の許可の適否の審査に当たっては、国定公園については、規則第 11 条に規定する許可基準、同条第 36 項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例に、県立自然公園については、県規則第 13 条に規定する許可基準、同条第 30 項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例によるものとする。

２　規則第 11 条及び県規則第 13 条に規定する許可基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年８月７日付け環自計第 171 号及び環自国第 448-1 号環境庁自然保護局長通知）によるものとする。

３　工作物の規模の算定については、別表第３「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」を参考とする。

４　２の通知は、行政手続法第５条第１項及び行政手続条例第５条第１項に規定する審査基準として取り扱うこととし、行政手続法第５条第３項及び行政手続条例第５条第３項の規定により、本庁、東三河総局、県民事務所及び市町村において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

（申請の拒否又は不許可処分に当たっての理由の提示）

第 10　許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第８条又は行政手続条例第８条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

（許可に際しての条件）

第 11　法第 32 条又は条例第 29 条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、法第 34 条第１項又は条例第 31 条第１項の規定による中止命令等若しくは法第 83 条又は条例第 54 条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表第１に掲げる例文によるものとする。

（各種行為の主従の判断）

第 12　工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第 20 条第３項各号及び第 21 条第３項各号並びに条例第 20 条第４項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあっては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。

ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。

(1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。

(2) その高さが 13 メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものと

する。

(3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うこととする。

2　特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第 21 条第３項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあっては、次の例のように、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。

(1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において種子を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。

また、播種を行う場所から離れた特別保護地区内の場所において種子の採取を行う場合は、通常必要とされる行為の範囲を超えると判断され、別の行為として取り扱うこととする。

(2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。

（相関連した諸行為の取扱い）

第 13　地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管敷設等一定の計画に基づいて行う相関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

（特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い）

第 14　許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。

東三河総局管内にあっては、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第 15 条の３第３項の規定により省略させることができる。

（処分権限のまたがる行為の取扱い）

第 15　別表第２第２項で規定する相関連する行為であって、その処分の権限が環境局長にあるものと県民事務所長にあるものとが一連の行為としてとらえられ、かつ、同時に申請された場合には、一括して環境局長の権限に係る行為とみなし、取り扱うものとする。

（許可後における内容の変更手続）

第 16　規則第 10 条第１項又は県規則第 11 条第１項の規定による申請書記載内容のうち次に掲げるもの若しくは法第 32 条又は条例第 29 条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、(1) に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り、当該事項を様式第 17 により届け出ることによって足りるものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 行為の種類
(3) 行為の目的
(4) 行為の場所
(5) 行為地及びその付近の状況
(6) 行為の施行方法

（特別地域の許可等を要しない催しの計画の様式）

第 17　規則第 12 条第 30 号又は県規則第 15 条第 51 号の規定による地方公共団体が作成する催しの計画は、別記様式第６による。

第３章　届　出

（特別地域等に関する届出書の様式）

第 18　規則第 15 条の２の規定による国定公園に関する届出書は、別記様式第７によるものとし、県規則第 31 条の規定による県立自然公園に関する届出書は、県規則に定める様式第 10 又は第 11 若しくは第 12 によるものとする。

（市町村長の処理）

第 19　市町村長は、法第 20 条第６項から第８項まで、第 21 条第６項若しくは第７項又は条例第 20 条第６項から第８項までの規定による届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め届出者に補正させた上で、当該届出についての意見書（別記様式第８）を添付し、届出書が提出された日から起算して原則として７日以内に事務所長に送付するものとする。ただし、届出書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

（事務所長等の処理）

第 20　事務所長は、市町村長から届出書の送付を受けたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には届出者に補正させるものとする。

（普通地域内における行為の届出書の様式）

第 21　規則第 13 条の 17 の規定による国定公園に関する届出書は別記様式第９によるものとし、県規則第 28 条第１項の規定による県立自然公園に関する届出書は県規則に定める様式第９によるものとする。

（普通地域内における行為の届出内容の事前指導）

第 22　普通地域内における行為の届出に関し相談を受けたときは、届出に係る行為の内容及び届出書の内容が、法、令、規則、条例、県規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

なお、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条の２まで及び行政手続条例第 30 条から第 35 条までの規定に留意するものとする。

（市町村長の処理）

第 23

1　市町村長は、普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、当該届出書を受理するものとする。

なお、この受理した日をもって法第 33 条第３項又は条例第 30 条第３項に規定する「届出があった

日」又は法第 33 条第５項又は条例第 30 条第５項に規定する「届出をした日」と取扱うものとする。

２　市町村長は、当該届出についての意見書（別記様式第 10）を添付し、届出書が提出された日から起算して原則として７日以内に事務所長に送付するものとする。ただし、届出書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りではない。

なお、相当の期間を経過しても届出書の不備等が補正されない場合にあっては、速やかに届出書を添えてその旨を事務所長へ通知するものとする。

３　前項のただし書きの場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

（県民事務所長の処理）

第 24

１　県民事務所長は、市町村長から届出書の送付を受けたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、次の各号に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

(1) 公園計画との関係

(2) 行為地及び行為地周辺の状況

(3) 施行方法の適否

(4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響

(5) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見

(6) 他法令による処分の状況

(7) 土地所有者の諾否

(8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

２　前項の場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

３　法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要があると認められるときは、１の(3) から(5) までについての意見を付し、速やかに当該届出書を環境局長に送付するものとする。

４　前項の送付は、届出があった日から 15 日以内に行うものとする。

（東三河総局長の処理）

第 25

１　東三河総局長は、市町村長から届出書の送付を受けたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、次の各号に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

(1) 公園計画との関係

(2) 行為地及び行為地周辺の状況

(3) 施行方法の適否

(4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響

(5) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見

(6) 他法令による処分の状況

(7) 土地所有者の諾否

(8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

２　前項の場合において、口頭により指導を行う場合には、指導の日時・内容等を記録に留めておくものとする。

３　法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要があると認められるときは、第 26 に基づき、処理するものとする。

４　東三河総局長は、措置命令等を出した場合には、市町村経由で行為者へ交付する。また、措置命令等の指令書の写し及びその状況について環境局長に報告するものとする。

（普通地域内における行為の措置命令等）

第 26

１　処分は、国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成 13 年５月 28 日付け環自国第 212 号環境省自然環境局長通知。）に準ずるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。

２　１の通知は、行政手続法 12 条第１項及び行政手続条例第 12 条第１項に規定する処分基準として取り扱うこととし、これらについては、同法 12 条第１項及び同条例第 12 条第１項の規定により、本庁、東三河総局、県民事務所及び市町村において備付けその他適当な方法により公にするものとする。

３　法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行おうとする場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条又は行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分にあたっては、行政手続法第 14 条又は行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

４　実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から 30 日以内に法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の処分を行うことができない合理的な理由があるときは、法第 33 条第４項又は条例第 30 条第４項の規定に基づき法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を別記様式第 11 により届出者に通知するものとする。

（普通地域内における行為の届出に係る着手制限期間の短縮）

第 27　法第 33 条第６項又は条例第 30 条第６項の規定により、法第 33 条第５項又は条例第 30 条第５項に規定する着手制限期間を短縮しようとする場合は、別記様式第 12 により届出者に通知するものとする。

（普通地域内における各種行為の主従の判断）

第 28　普通地域内における各種行為の主従の判断については、第 12 に規定するところによるものとする。

（特別地域と普通地域にまたがる行為の取扱い）

第 29

１　普通地域内において届出を要する行為が特別地域又は特別保護地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第 15 条の３第３項又は県規則第 32 条第３項の規定により省略させることができる。

２　普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域等内の行為の許可申請の審査と同時に行う必要があると認めるときは、第 26 の４の規定の例により、法第 33 条第２項又は条例第 30 条第２項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

（普通地域の届出を要しない催しの計画の様式）

第 30　規則第 15 条第 16 号又は県規則第 30 条第 16 号の規定による地方公共団体が作成する催しの計画は、別記様式６による。

（緑地の確保に関する基準）

第 31　１ヘクタール以上の面的広がりをもつ行為のうち、次に掲げるものについては、別表第４の「緑地の確保に関する基準」に基づき、必要な緑地を確保させるものとする。この場合には、届出書の施行方法の所要欄に保存緑地の設け方等について記載させるものとする。ただし、第 34 の自然環境等調査を必要とする行為にあっては当該調査結果に基づいて記載させるものとする。

(1) 土地の形状を変更すること。（太陽光発電施設等の工作物を新築等するために土地の形状を変更する行為も含む。）

(2) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（海面内においては、海域公園地区の周辺１キロメートルの当該海域公園地区に接続する海面内においてする場合に限る）。

(3) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

第４章　国の機関が行う行為の取扱い

（国の機関が行う行為に対する準用）

第 32　法第 68 条第１項の規定により国の機関が行う行為に係る協議は、第２章第２から第 16 までに定めるところに準じ、法第 68 条第３項の規定により国の機関が行う行為に係る通知は第３章第 18 から第 22 まで及び第 28 に定めるところに準じて取り扱うものとする。

（普通地域内における国の機関の行為の取扱い）

第 33

１　事務所長は、法第 68 条第３項の規定により、法第 33 条第１項の規定による届出の例による通知があった場合においては、当該通知書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがあるときは補正させた上で、受理するものとする。

２　事務所長は、法第 68 条第３項の規定により受理した通知書について、第 24 及び第 25 に準じて処理するものとする（この場合において、「届出」を「通知」、「法第 33 条第２項の規定により、禁止、制限又は必要な措置を命ずる」を「法第 68 条第４項の規定により国の機関に協議を求める」と読み替えて適用する。）。

第５章　自然環境等調査

（調査を必要とする行為）

第 34　次の(1) 及び(2) の行為については、当該行為が自然環境に及ぼす影響等について申請者に事前に総合的な調査を実施させるものとする。

(1) 法第 20 条第１項又は条例第 20 条第１項に規定する特別地域内の行為

ア　申請に係る行為の場所の面積が１ヘクタール以上の道路の新築以外の行為（農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）

イ　延長が２キロメートル以上若しくは幅員が 10 メートル以上となる計画になっている道路の新築（法による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するために設けられる道路の新築を除く。）

ウ　その他当該特別地域に与える影響が著しいと予想される行為（風力発電施設の新築等）

(2) 法第 33 条第 1 項又は条例第 30 条第 1 項に規定する普通地域の行為

ア　10 ヘクタール以上の面的広がりをもつ道路の新築以外の開発行為（農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）

イ　その他当該自然公園地域に与える影響が著しいと予想される行為（風力発電施設の新築等）

（調査の従事者）

第 35　調査に従事する者は、次に掲げるいずれかに該当する者でなければならないものとする。

(1) 理科系統分野（物理及び化学分野を除く。以下同じ。）において博士の学位を授与された者又はこれと同等の学識を有すると認められる者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統分野の教授、准教授又は講師の職にある者若しくはこれと同等の学識を有すると認められる者

（調査の範囲・時期・方法）

第 36

1　調査は、対象事業を実施する区域及びその周辺地域において、原則として四季を通して現地調査により行われなければならないものとする。ただし、必要に応じ既存資料を活用することができるものとする。

2　四季の区分は、概ね次のとおりとする。

春（３月～５月）、夏（６月～８月）、秋（９月～11 月）、冬（12 月～２月）

（調査の内容）

第 37　事前に総合調査をする事項は、次に掲げるものとする。なお、それら以外の事項についても、当該行為の規模及び性質から見て必要と判断されるものにあっては調査させるものとする。

(1) 行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

(2) 行為により得られる自然的、社会経済的な効用

(3) 行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4) 行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

（調査報告書）

第 38　調査報告書には、第 37 の調査結果のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 調査の従事者の職名及び氏名

(2) 調査方法

(3) 調査期間

(4) 第 36 の 1 ただし書きの規定により活用した資料名、その編集年月日及び編集者名

(5) 調査地の自然環境の状況を示す写真

第６章　報　告

（不許可処分等に関する報告）

第 39　事務所長は、行為の申請に関して不許可処分を行った場合は、当該申請書の写しに不許可の理由を添えて速やかに環境局長に報告するものとする。

（処理件数の報告）

第 40　事務所長は、愛知県事務決裁規程により委譲された事項に関し、別記様式第 13 の報告書により、毎年度四半期ごとの処理状況をそれぞれの翌月 10 日までに、環境局長に報告するものとする。

第７章　監察・違反行為

（監察の方法等）

第 41

１　監察は、許可・届出に係る行為状況、違反行為の有無の状況、違反行為に係る処分の遵守状況についての調査活動その他巡視活動をいい、必要に応じ自然景観の保護上必要な範囲において、工法改善、植栽等の指導を行うものとする。

なお、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条の２まで及び行政手続条例第 30 条から第 35 条までの規定に留意するものとする。

２　監察は、事案の軽重に応じ次の要領により実施するものとする。

(1) 環境局長においては、事務所長及び市町村長と調整を図り、関係職員の同行のもとに実施するものとする。

(2) 事務所長においては、市町村長と調整を図り計画的に実施するものとする。

(3) 監察を実施する場合は、監察対象行為の責任者等に日時等を連絡し、現場責任者等の立会いのもとに行うものとする。

(4) 本庁、東三河総局及び県民事務所は、実施結果を別記様式第 14 にまとめ、監察記録として 10 年間保存するものとする。

(5) 東三河総局長及び県民事務所長は、前年度分の監察実施状況を取りまとめの上、毎年４月 10 日までに別記様式第 15 により環境局長に報告するものとする。

(6) 監察の実施に当たっては、監察対象行為の責任者等との連絡を密にし、不必要な摩擦を生じないよう十分留意するものとする。

（違反行為の予防及び発見）

第 42　本庁、東三河総局及び県民事務所は、市町村と連携して許可又は届出に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

(1) 公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。

(2) 公園内の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えること。

(3) 巡視を励行すること。

(4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。

(5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件又は制限若しくは措置命令の履行を監督すること。

（違反行為に対する措置）

第 43

１　環境局長は、許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、県民事務所長及び市町村長と連絡を取り合い、対応を協議するものとする。

(1) 違反行為の中止を勧告すること。

(2) 違反行為を審査し、必要と認めるときは行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずること。

なお、原状回復その他必要な措置命令に従わない場合において、当該状況を放置することが公園の風致景観又は風景に著しく支障を与えるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）若しくは法第34条又は条例第31条の規定により必要な措置を行うこと。

(3) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続きをとること。

なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。

(4) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(5) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

2　東三河総局長は、許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、市町村長と連絡を取り合い、対応を協議するものとする。

(1) 違反行為の中止を勧告すること。

(2) 違反行為を審査し、必要と認めるときは行為の中止を命じ又は原状回復その他必要な措置について指導すること。

(3) 違反行為を審査し、必要と認めるときは、原状回復その他必要な措置を命ずること。

なお、原状回復その他必要な措置命令に従わない場合において、当該状況を放置することが公園の風致景観又は風景に著しく支障を与えるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）若しくは法第34条又は条例第31条の規定により必要な措置を行うこと。

(4) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続きをとること。

なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。

(5) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(6) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

(7) 原状回復命令等を出した場合には、市町村経由で行為者へ交付する。また、原状回復命令等の指令書の写し及びその状況について環境局長に報告するものとする。

3　県民事務所長は、許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 違反行為の中止を勧告すること。

(2) 違反行為を審査し、必要と認めるときは中止を命じ又は原状回復その他必要な措置について指導すること。

(3) 必要事項を調査の上できるだけ速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処理に関する意見を別記様式第16により環境局長に報告すること。

(4) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(5) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

（違反行為に対する中止命令等）

第 44　法第 34 条又は条例第 31 条の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合は、行政手続法第 29 条から第 31 条まで又は行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当っては、行政手続法第 14 条又は行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同法第 13 条第２項又は同条例第 13 項第２項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続を執らずに速やかに処分を行うこと。

第８章　損失補償

（損失補償請求書の送付）

第 45　事務所長は、法第 64 条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）又は条例第 52 条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）に規定する損失補償請求の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項及び資料からなる詳細な調書（(1) 及び(2) にあっては、県民事務所長の権限に係る処分に関する場合に限る。）を添えて、環境局長に送付するものとする。

(1) 損失補償請求の原因となった行為許可申請書等及び指令書の写し

(2) 損失補償請求に至るまでの経緯

(3) 請求理由及び請求額の当否に関する意見並びにこれを証する資料

(4) その他補償額決定上参考となる事項及び資料

第９章　書類の経由等

（書類の経由及び提出部数）

第 46

１　法、令、規則、条例、県規則及び本要領の規定により知事に提出することとされている書類は、市町村長から事務所長に送付するものとする。

２　法、令、規則、条例、県規則及び本要領の規定により知事に提出することとされている書類の部数は、次の各号によるものとする。

ただし、行為地が２以上の市町村にまたがる場合は、申請者等は、主たる行為地の所在する市町村に申請書等の正本、従たる行為地の市町村については申請書等の副本を各一部提出するものとする。主たる行為地の所在する市町村への提出部数は、従たる行為地を所轄する東三河総局又は県民事務所（以下「事務所」という。）の数を加えた部数とする。

(1) 事務所において処理するもの　２部

(2) 県民事務所経由本庁において処理するもの　３部

(3) 環境省協議を要するもの　４部

（不許可処分等に係る指令書の交付の取扱い）

第 47　次に掲げる許可申請の拒否、不許可、禁止、中止命令等の処分に係る指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付の上、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

(1) 法第 20 条第３項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分

(2) 法第 21 条第３項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分

(3) 法第 33 条第２項の規定による普通地域における行為の禁止、制限等の処分及び同条第４項の規定による同条第３項の期間の延長の処分
(4) 法第 34 条第１項の規定による中止又は原状回復命令等の処分
(5) 条例第 20 条第４項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分
(6) 条例第 30 条第２項の規定による普通地域における行為の禁止、制限等の処分及び同条第４項の規定による同条第３項の期間の延長の処分
(7) 条例第 31 条第１項の規定による原状回復命令等の処分

（指令書の交付）

第 48　指令書は、事務所長を経由して市町村長から申請者に交付するものとする。

なお、事務所長において処理するものにあっても、市町村長から申請者に交付するものとする。

（２以上の市町村にまたがる行為の取扱い）

第 49　行為地が２以上の市町村にまたがる場合は、主たる行為地の所在する市町村に申請書等の正本を提出させ、当該市町村長は、所轄する事務所長に送付するものとする。

従たる行為地の所在する市町村へは申請書等の副本を提出させ、副本の提出を受けた市町村長は、７日以内に事務所長に意見書を提出するものとする。

（２以上の事務所にまたがる行為の取扱い）

第 50

１　第 49 の規定による主たる行為地の所在する市町村長から申請書等の正本の送付を受けた事務所長は、従たる行為地が所在する市町村を所轄する事務所長に対して協議するものとする。

２　これに関し処分を行った場合には、環境局長にあっては関係事務所長に、事務所長にあっては関係市町村長（２以上の事務所にまたがる場合は、関係事務所長を含む。）に処分通知書等の写しを添えて通知するものとする。

附　則

この取扱要領は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この取扱要領は、平成１３年３月１３日から適用する。

附　則

この取扱要領は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則

１　この取扱要領は、平成１５年４月１日から適用する。

２　この取扱要領の適用の際現に改正前の国定公園及び愛知県立自然公園の許可、届出等の取扱要領の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の取扱要領の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

３　この取扱要領改正後における愛知県立自然公園に係る事項については、なお従前の例による。

附　則

この取扱要領は、平成１５年７月１日から適用する。

附　則

この取扱要領は、平成１６年２月９日から適用する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成１８年３月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２７年９月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和元年１２月６日から適用する。

別表第１

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
一般的事項			１　申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。 ２　下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第 32 条（条例第 29 条）の主旨に留意すること。 ３　２項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。 ４　下記の例文は、特別地域における許可を対象としているので、特別保護地区における許可の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と書き換えて用いること。 ５　年月日には元号をつけることとする。また、月末を表す場合には、「30 日」「31 日」等を用い、「末日」は用いない。
(1) 期間の限定	○○を行うことができる期間は、（許可（回答）の日／△年△月△日）から△年△月△日までとすること。	木竹の伐採 木竹の損傷 土石の採取等 水位水量の増減 物の集積等 植物の採取 動物の捕獲 他	１　行為の期間は、条件を付さない限り確定しないことから、風致の保護のために行為の期間を限定する必要がある場合に用いる。土石の採取、物の集積や植物の採取のように、採取量等を確定しても、行為が相当の長期にわたる可能性がある場合などが対象となる。 　申請書に期間が記載されている場合においても付すものとする。 ２　○○には、「土石の採取」、「高山植物の採取」等申請に係る行為を記載する。
(2) 支障木の処理	ア　支障木の伐採は、必要最小限とすること。	工作物の新築等 土石の採取等 土地の形状変更 広告物の設置等 他	行為に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。
	イ　支障木のうち移植可能なものは、○○に移植すること。	工作物の新築等 土石の採取等 土地の形状変更 広告物の設置等 他	１　移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。 ２　○○には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。 ３　必要に応じて、アと組み合わせて用いる。 （例）

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
			支障木の伐採は、必要最小限とするとともに、移植可能なものは‥‥
(3) 施行上の注意	ア　工事の施行に当たっては、○○の（谷／海）側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。	工作物の新築等 他	1　山岳地、海岸等の急傾斜地における工事の場合に用いる。 2　○○には、「道路」等工作物の種類を具体的に記載する。
	イ　工事の施行に当たっては、（汚濁防止膜／沈澱池）を設置する等の措置を講じて周辺（水／海）域に（土砂及び濁水／濁水）を流出させないこと。	工作物の新築等 土石の採取等 水面の埋立 土地の形状変更 他	河川、湖沼又は海に、土砂、濁水等が流出するおそれがある場合に用いる。
	ウ　工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。	工作物の新築等 他	多数の作業員が、工事現場及びその周辺に出入りするような工事を伴う場合に用いる。
(4) 工作物等の意匠	ア　○○には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ　○○は、自然石に模した表面仕上げとすること。	工作物の新築等 他	1　コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。 2　○○には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。 3　対象が、石積み又はブロック積みの場合はアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。
	ウ　○○の色彩は、 ①××（色）系統とすること。 ②△△事務所長の指示に従うこと。 ③既存部分と同一配色	工作物の新築等 広告物の設置等 他	1　人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、工作物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。 2　○○には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。 3　色彩を指定する場合は①を用い、具体的

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
	とすること。		に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 　また、細部の調整が必要な場合は②を用い、工作物の増築又は改築の場合には③を用いる。
(5) 残土、廃材の処理	（残土／既存の○○の撤去に伴う廃材）は、 ①国定公園（県立自然公園）区域外に搬出すること。 ②申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。	工作物の新築等 土石の採取等 他	1　申請行為に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合、既存建築物の撤去がなされる等廃材が生ずる場合に用いる。 2　残土及び廃材は、自然公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、自然公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には②を用いる。 　また、普通地域内で処理する場合には、②の「風致の保護上支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。 3　○○には、「建築物」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。 4　「△△図」には、添付図面の名称を記載する。 5　残土、廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存○○の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。 6　必要に応じて(8) 緑化と組み合わせて用いる。 （例） 　残土は、申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該□□には、張芝、種子吹付等により‥‥ 　（□□には、「土捨場」「残土処理場」等申請に用いられている名称を記載する。）
(6) 工作物等の撤去	ア　当該○○は、△年△月△日までに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	1　申請の対象が仮工作物の場合、又は設置期間を限定することができる広告物の場合に用いる。 　申請書に撤去の予定日が記載されていて

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
			も付すものとする。 2　○○には、「工作物」「広告物」等と記載する。 3　必要に応じて、(7) 跡地の整理、(8) 緑化と組み合わせて用いる。 （例） 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する…
	イ　当該○○が、腐朽又は破損した場合、若しくは必要がなくなった場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	1　設置された工作物等が破損した場合など、そのまま放置されることが風致に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に用いる。 2　アー２、３参照のこと。
	ウ　当該○○発電施設（受変電施設等の付帯する工作物を含む。）は、発電事業が終了した場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等	1　申請の対象が風力発電施設及び太陽光発電施設の場合に用いる。申請書に撤去計画が記載されていても付すものとする。 2　アー３参照のこと。
	エ　工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。	工作物の新築等 土石の採取 広告物の設置等 他	1　行為に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。 2　アー３参照のこと。
(7) 跡地の整理	○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。	工作物の新築等 土石の採取等 物の集積等 他	1　行為完了後、行為地又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。 2　○○には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。 3　必要に応じて(8) 緑化と組み合わせて用いる。 （例） ○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する…

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
(8) 緑化	ア　○○には、 ①当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。 ②張芝、種子吹付等により緑化を行うこと。	工作物の新築等 土石の採取等 物の集積等 土地の形状変更 他	1　行為に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。 2　○○には、「建築物の北側」「切取、盛土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 　なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に…」のように用いる。 3　①の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えても差し支えない。 4　緑化には、当該地域周辺より供給された種苗（移入種を除く）を用いるのが原則であるが、早期に緑化が必要な場合、又は現場の自然環境等の状況でやむを得ない場合は②を用いる。 5　必要に応じて、(5) 残土、廃材の処理、(6) 仮工作物等の撤去、(7) 跡地の整理と組み合わせて用いる。 （例文は各項目を参照のこと。）
	イ　○○には、当該地域周辺より供給された種苗（移入種を除く）により緑化を行うこととし、緑化工の施行に当たっては（工事の施行／土石の採取）に伴い切り取られる（表土／表土及び植物）を使用すること。	工作物の新築等 土石の採取等 土地の形状変更 他	1　行為が、自然公園法施行規則第 11 条第 1 項第 2 号のイ又はロに掲げるような自然環境保全上特に重要な地域において行われる場合であって、表土等を緑化工に使用する必要がある場合に用いる。 2　アー２参照のこと。
	ウ　モルタル吹付の前面には、ロックネット等を設置したうえ、つる性植物を植栽し、緑化すること。	工作物の新築等 他	通常の緑化工では法面の崩壊が防止できないため、やむを得ずモルタル吹付を許可する場合であって、風致の保護上前面を植物により隠ぺいする必要がある場合に用いる。
(9) 維持管	○○の入り口には、当該道路の目的を明記した	工作物の新築等 他	林道、工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生じると

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
理	標識を提出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること。		予想される場合に用いる。
(10) 分譲地等の造成	ア　申請書添付「△△図」のとおり保存緑地を設け、現状を変更しないこと。 イ　分譲は、申請の計画どおり行うこととし、各購入者に対しては、申請者添付「△△図」記載の保存緑地を明示するとともに、個別の書面をもって別記「留意事項」を通知すること。	工作物の新築 （分譲地等の造成）	1　分譲地等を造成する場合に付すものとする。ただし、集合別荘等の建築を伴う場合であって土地の分譲を行わない場合には、イは付さないこととする。 2　「△△図」には、添付図面の名称を記載する。 3　「留意事項」については下記「参考事項」を参照のこと。
(11) 車馬等の乗り入れ規制	ア　乗り入れる種類及び数については、トラクター○台、動力船○艘までとすること。 イ　車馬の使用にあたっては、必要最小限にするとともに、野生動植物の保護に配慮すること。	車馬等乗り入れ	乗り入れ規制地区である三河湾国定公園豊橋地区（２特）３ha、豊橋・田原地区（２特） 57ha、田原地区（２特）67ha に車馬等を乗り入れる許可申請がなされた場合に用いる。
(12) モニタリング調査	当該○○が、風致又は景観に与える影響を継続的に調査し、その結果について××ごとに、△△に報告すること。また、調査の結果、○○が風致又は景観に重大な影響を与えることが判明した場合には、△△の指示に従い適切な対策を講じること。	工作物の新築等 土石の採取等 水位水量の増減 水面の埋立 土地の形状変更 他	1　大規模な道路、ダム、風力発電施設等の新築等、当該行為が風致に重大な影響を及ぼすおそれのある行為であって、かつモニタリング調査の実施が風致の保護上必要と認められる場合に用いる。 2　○○には、申請に係る行為又は「道路」、「ダム」等の工作物の名称を記載する。 3　××には、「１年」「半年」「四半期」等と記載する。 4　△△には、「愛知県知事」「○○県民事務所長」等を必要に応じ使い分ける。 5　必要に応じて調査の対象等を具体的に記載する。

項　目	条　件　例　文	行為の事例	留　意　事　項
(13) 報告	ア　○○の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、△△に報告すること。	工作物の新築等 木竹の伐採 土石の採取等 水面の埋立 土地の形状変更 他	1　行為が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。 2　○○には、「工事」「土石の採取」等申請に係る行為を記載する。 3　天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は「天然色写真を添え、」を削除すること。 4　××には、「１年」「半年」「四半期」等と記載する。 5　△△には、「愛知県知事」「○○事務所長」を必要に応じ使い分ける。
	イ　行為完了後、（第○項及び第○項／前○項／跡地の整理に関する計画）の履行状況について、天然色写真を添え、△△に報告すること。	工作物の新築等 木竹の伐採 土石の採取等 物の集積等 水面の埋立 土地の形状変更 他	1　風致の保護のため、許可条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。 2　風致の保護のため、跡地の整理が計画通り行われたことを確認する必要がある場合に用いる。 3　アー３、５参照のこと。

※　参考事項

（別記）

分譲地内における別荘等の建築についての留意事項

あなたが購入した分譲地は、国定公園（県立自然公園）の特別地域内であるので、自然公園法第 20 条第３項（愛知県立自然公園条例第 20 条第４項）各号列記の行為を行うに当たっては、愛知県知事の許可を受けなければなりません。また、分譲地に建築物を新築する場合には、下記の事項に従った方法で行われなければ自然公園法（愛知県立自然公園条例）による許可を受けられませんので、注意願います。

記

１　保存緑地とされた土地には、工作物を設置しないこと。

２　建築物は２階建て以下とし、その高さは 10m以下とすること。

３　敷地面積（敷地内に保存緑地とされた土地を含む場合は当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）は、１区画 1,000 ㎡以上とし、建築物は、原則として１区画１棟とすること。

４　建築物の水平投影面積の敷地面積に対する割合は、20％以下とすること。

５　建築物に係る土地の地形勾配は、30％以下とすること。

６　建築物の水平投影外周線は、道路及び隣地境界より５ｍ以上離すこと。

７　建築物の水平投影面積は、2,000 ㎡以下とすること。

８　建築物の屋根の形は、陸屋根を避けて勾配屋根とすること。

９　建築物の外部の色彩は、原色を避けて周囲の自然と調和を図ったものとすること。

別表第２

本庁及び東三河総局において許可する行為

１　特別保護地区内の各種行為

２　特別地域内の行為のうち次に掲げる行為

(1)　第１種特別地域にかかる車道の開設

(2)　高さ 50 メートル又は地上部の容積３万立方メートルをこえる工作物の新築又は増築（増築後において当該規模をこえるものとなる場合を含む。）

(3)　５ヘクタール以上の土石等の採取行為（既に許可を得て反復継続して行われる川砂、海砂の採取を除く。）

(4)　５ヘクタール以上の土地の形状変更、水面の埋立若しくは干拓を必要とする行為

別表第３

工作物の高さ及び水平投影面積の測定例

建築物

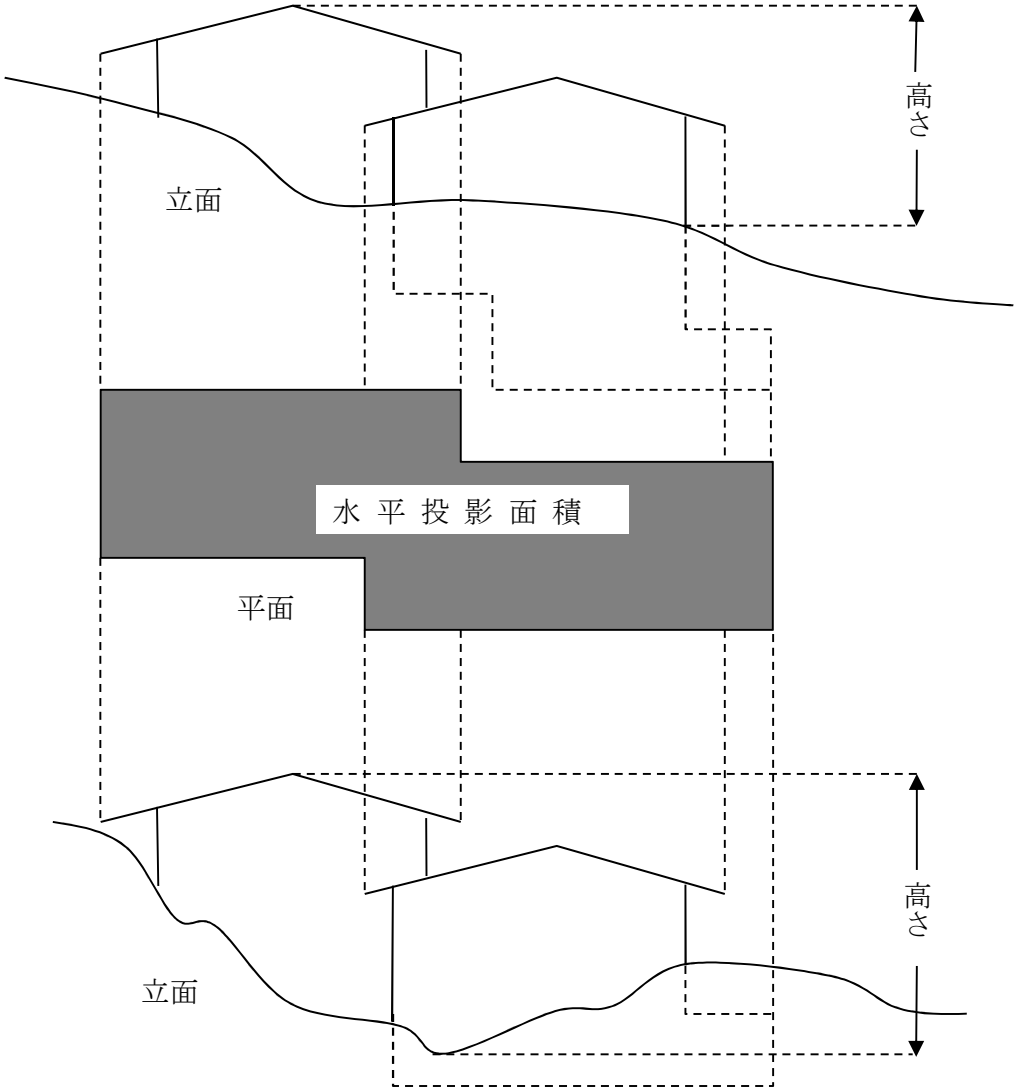

テニスコート等

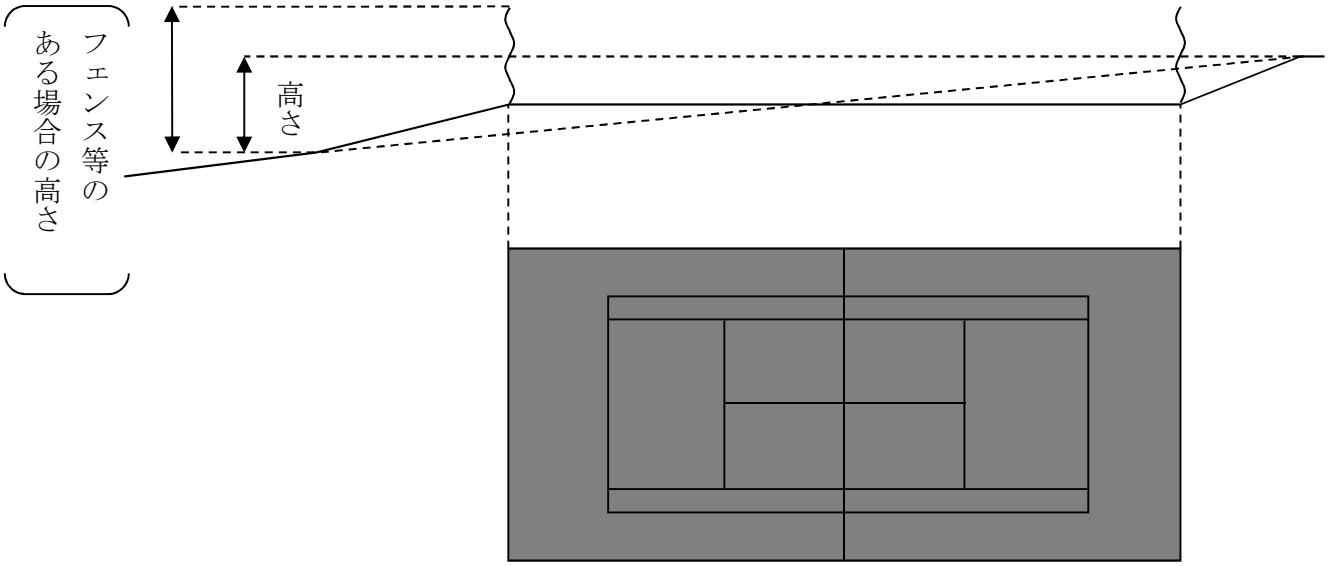

道路
（新築の場合）

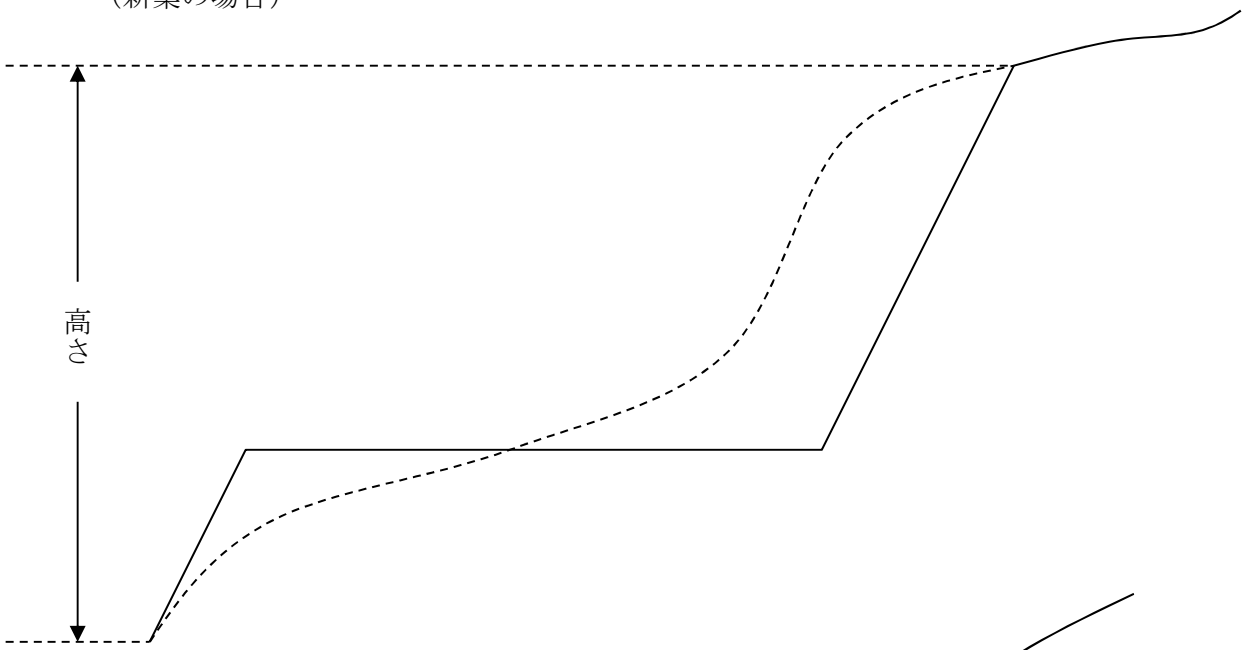

（擁壁等を新築する場合）

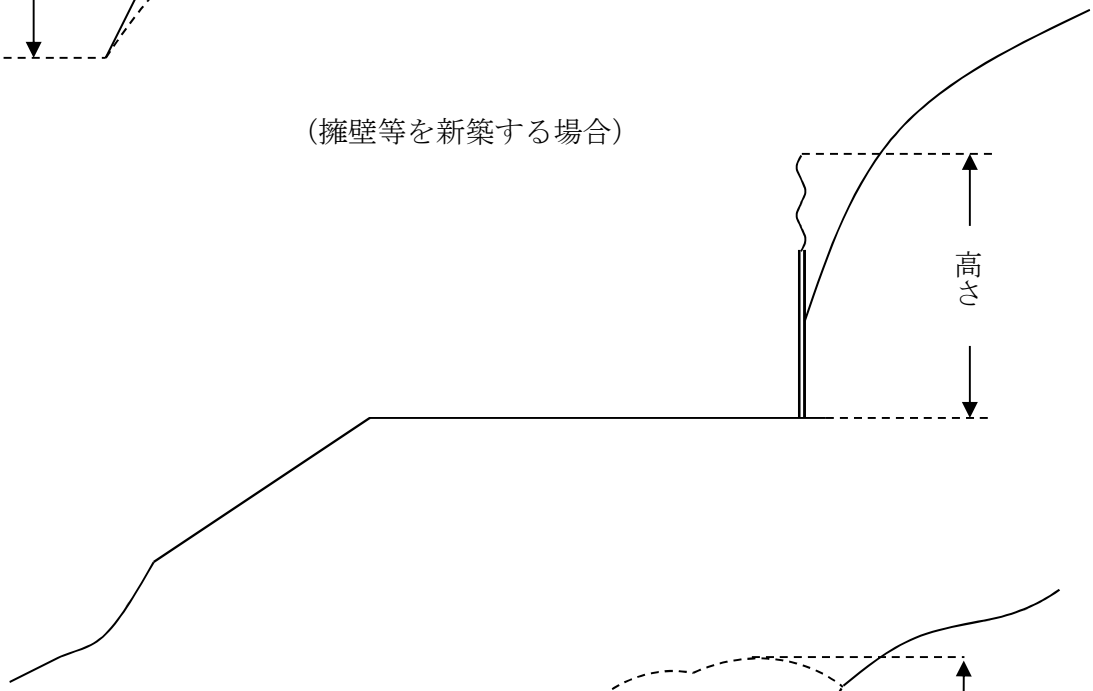

（視距改良等の場合）

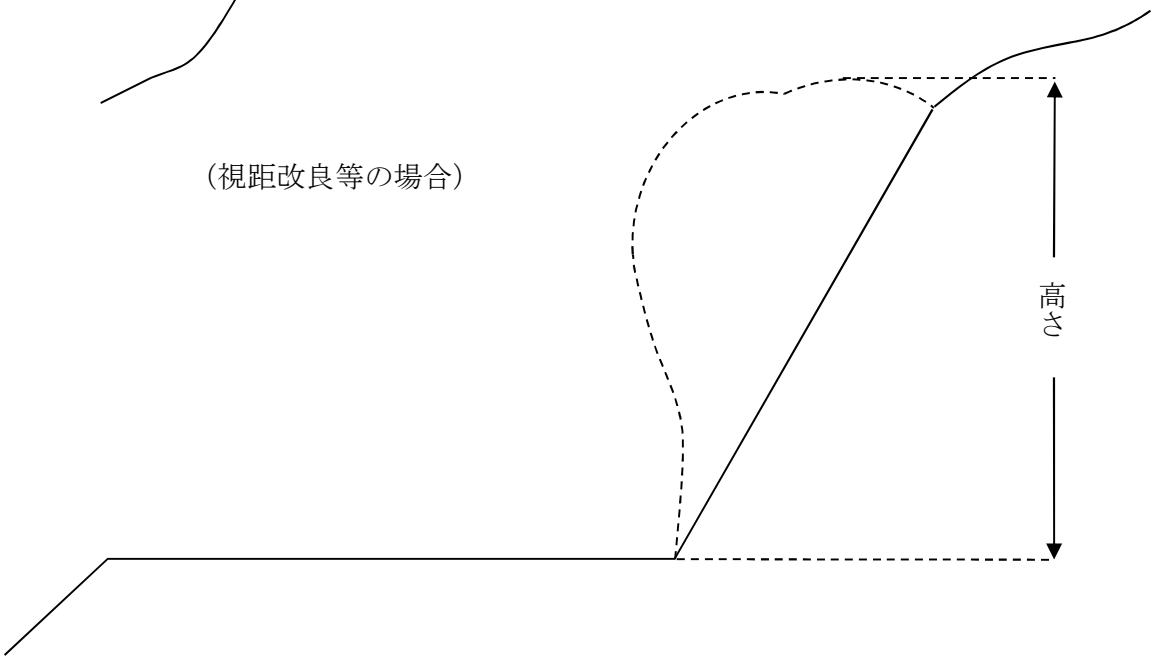

送水管等

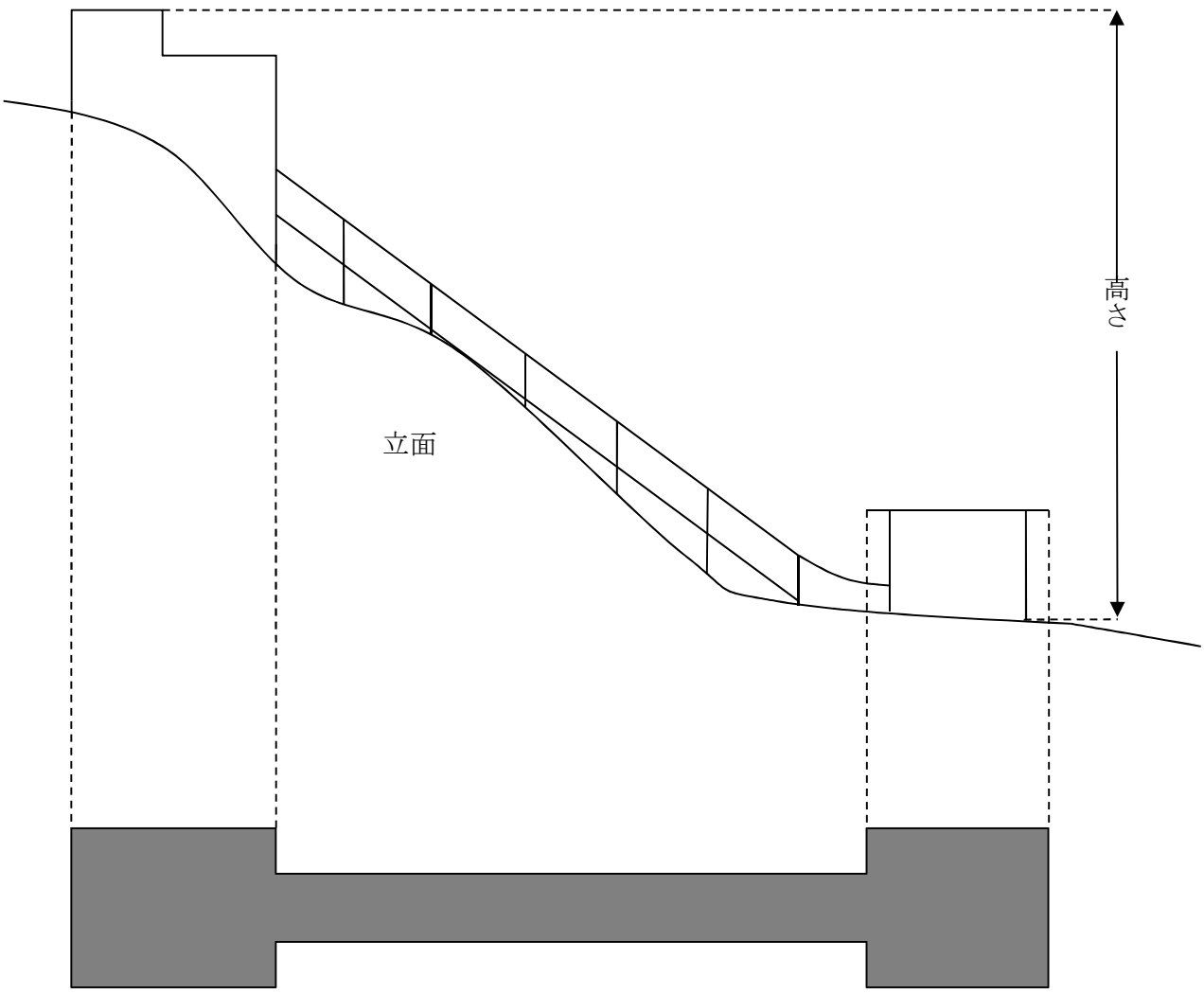

平面

送電施設

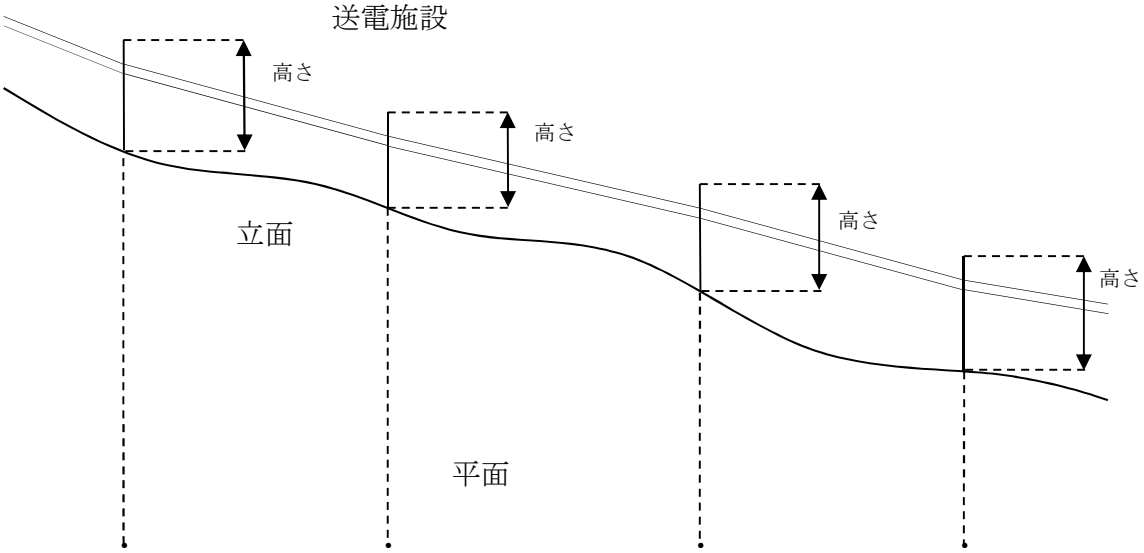

平面

リフト・索道・ロープウェイ等

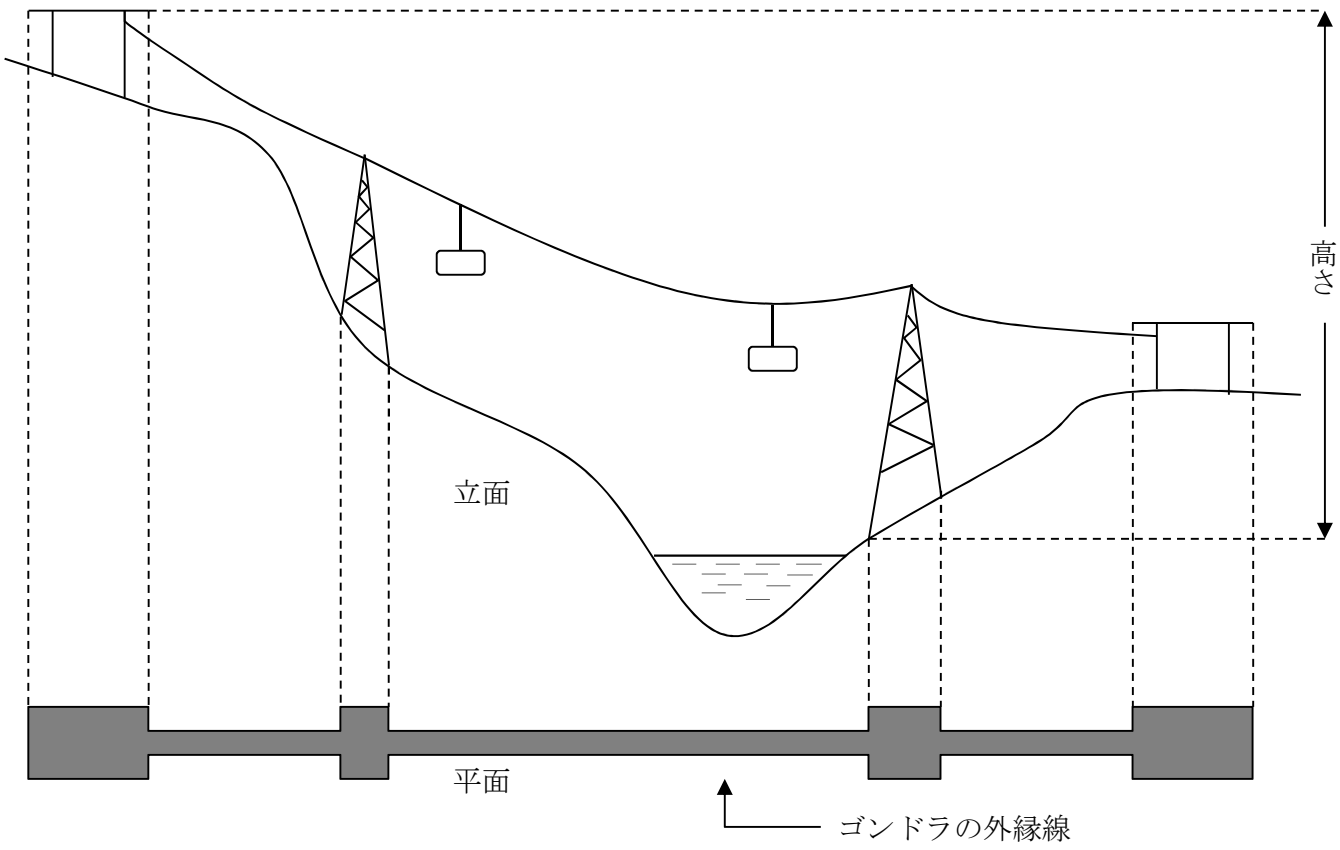

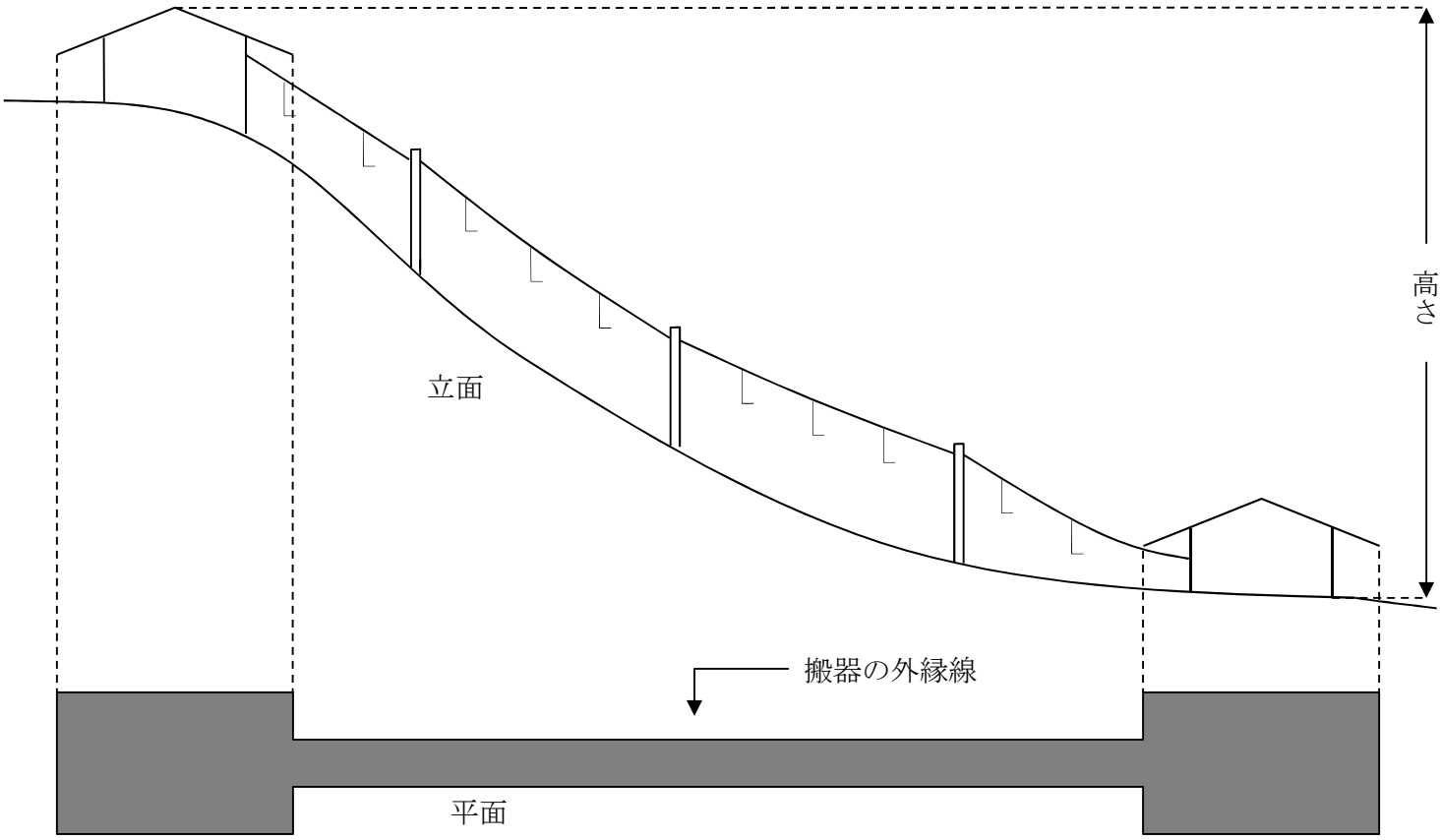

埋 設 物 (1)

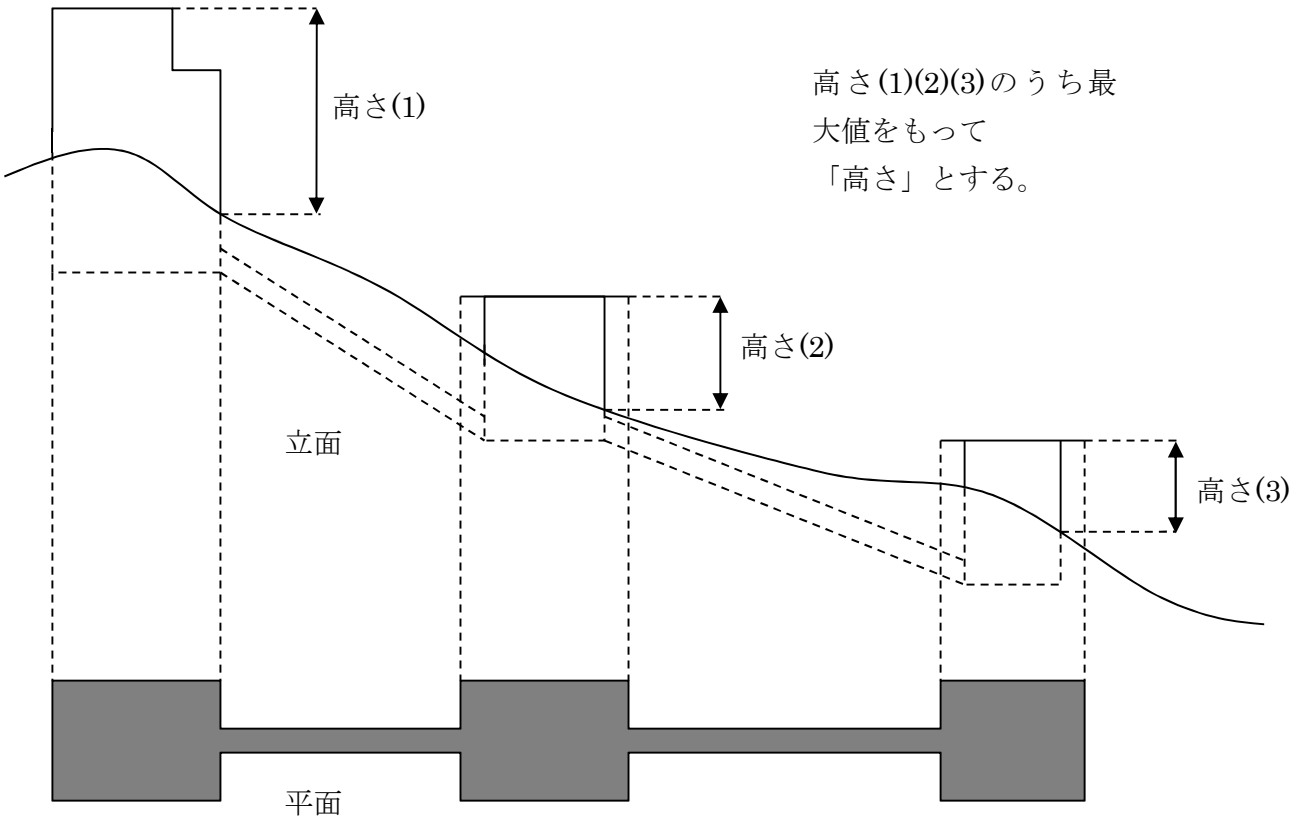

高さ(1)(2)(3)のうち最大値をもって「高さ」とする。

埋 設 物 (2)

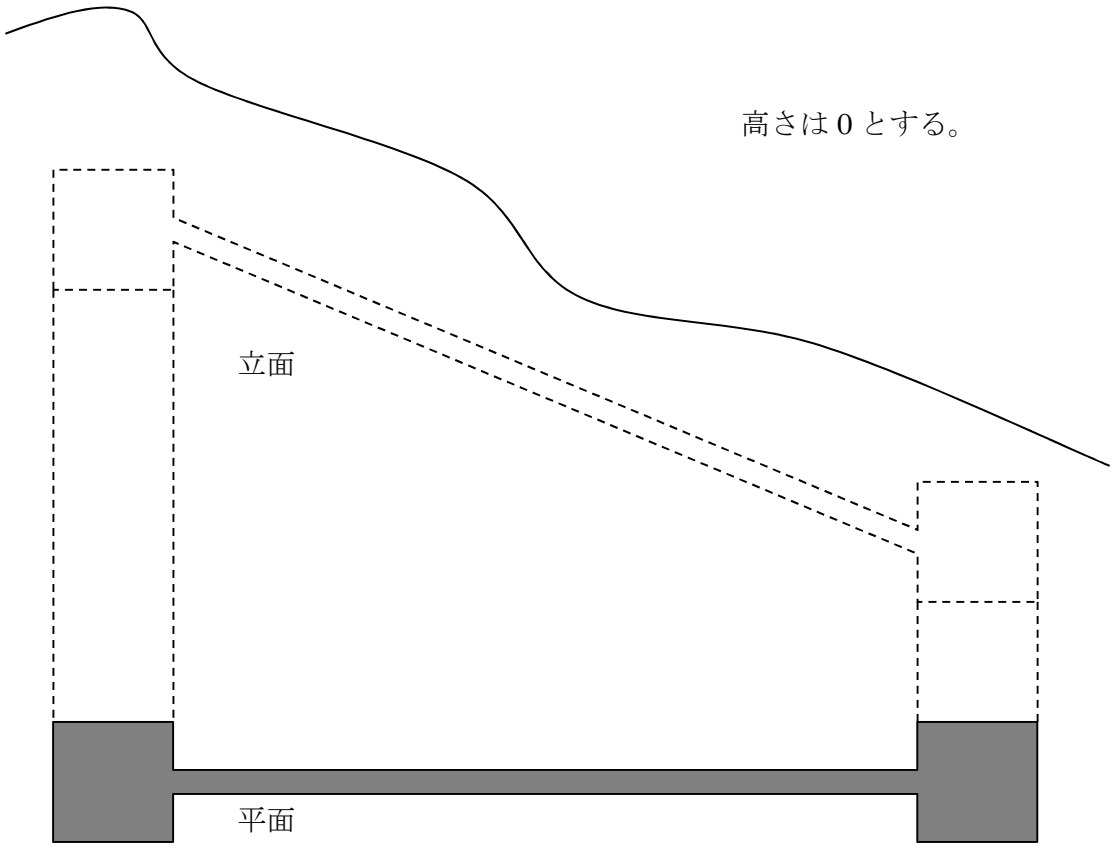

高さは 0 とする。

太陽光発電施設

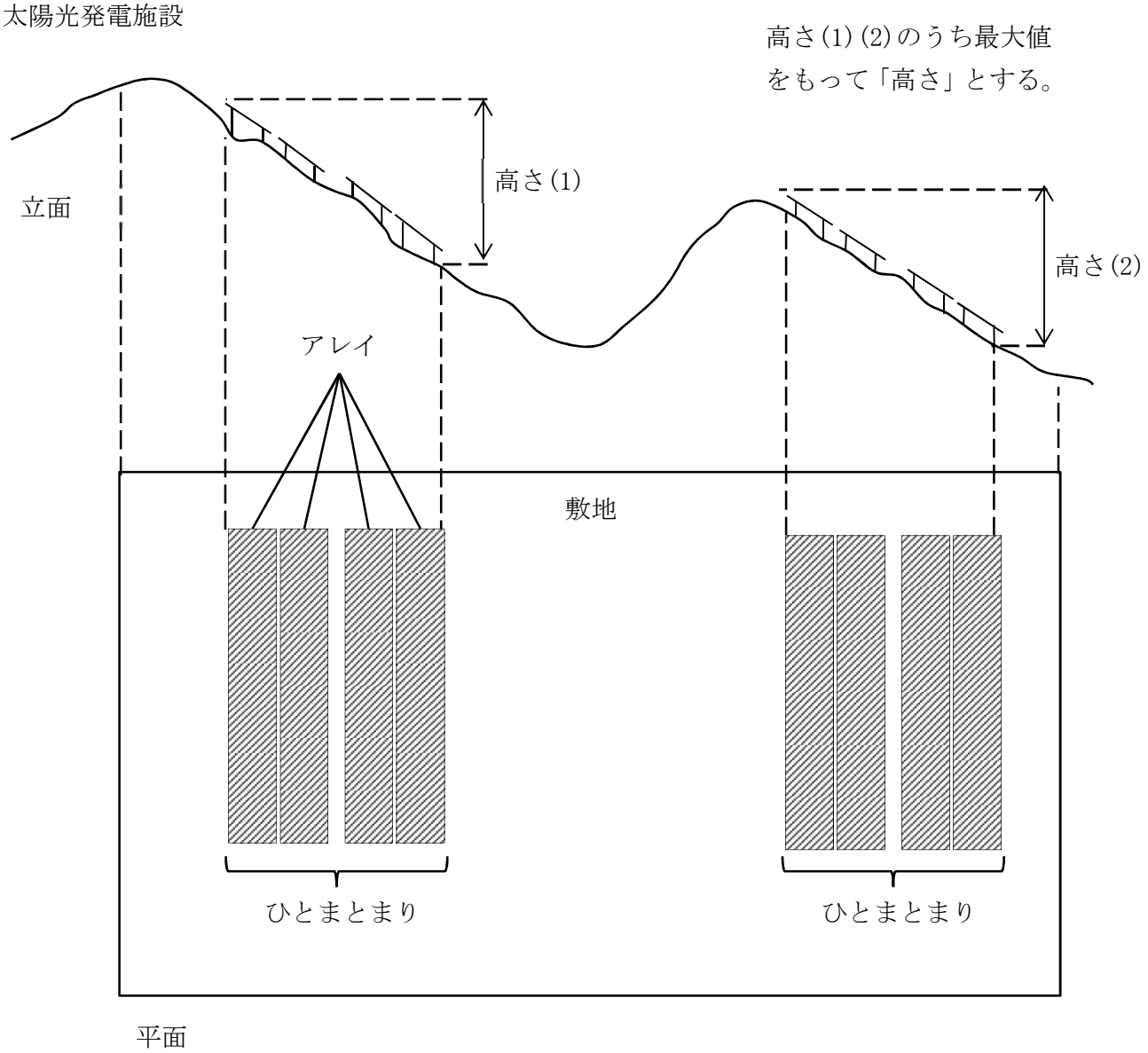

防鹿等の用に供する柵

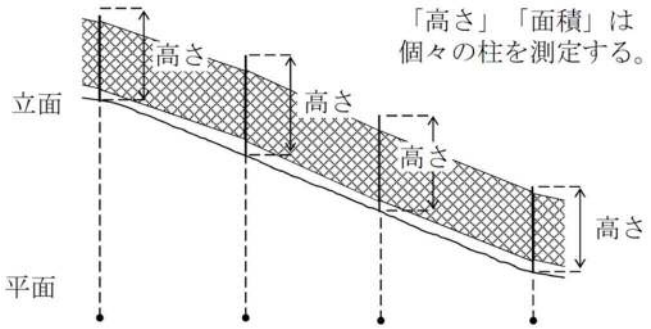

別表第４

緑 地 の 確 保 に 関 す る 基 準

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">区　　域
緑地率
行 為 の 区 分</td><td colspan="2">都市計画法による
市 街 化 区 域</td><td colspan="2">そ の 他 の 区 域</td><td rowspan="3">備　　考</td></tr>
<tr><td colspan="4">緑　　地　　率</td></tr>
<tr><td></td><td>うち現況
山林の場
合の保存
緑 地 率</td><td></td><td>うち現況
山林の場
合の保存
緑 地率</td></tr>
<tr><td rowspan="6">宅
地
の
造
成</td><td rowspan="2">住
宅
地</td><td>２０ｈａ未満</td><td>%以上
５</td><td>%以上
２</td><td>%以上
５</td><td>%以上
２</td><td rowspan="6">※１　用地の周囲を５ｍ以上緩衝樹林地とすること。
太陽光発電施設の建設用地は工場用地に含む

※２　芝生地は緑地としない。またゴルフコース間及び境界内側の周囲を森林にあっては３０ｍ以上、それ以外にあっては２０ｍ以上樹林地とすること。

※３　農地、果樹園、牧草地等は回復緑地とみなす。</td></tr>
<tr><td>２０ｈａ以上</td><td></td><td></td><td>６</td><td>２</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所、営業所、
倉庫等用地</td><td>５</td><td>２</td><td>１０</td><td>４</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場用地　　※１</td><td>２０</td><td>５</td><td>２５</td><td>８</td></tr>
<tr><td colspan="2">ゴルフ場用地　　※２</td><td>２０</td><td>１０</td><td>５０</td><td>４０</td></tr>
<tr><td colspan="2">競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地</td><td>２０</td><td>５</td><td>３０</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地の開墾、その他上記以外の土地の形状変更　　※３</td><td colspan="4">可能な限り保存緑地を確保すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱物の掘採、土石の採取</td><td colspan="4">行為後の植栽可能地は、すべて回復緑地とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">水面の埋立、干拓</td><td colspan="4">その行為の目的により宅地造成等の例による。</td></tr>
</table>

（ 備　考 ）

1　行為が市街化区域とその他の区域にまたがる場合は、その他の区域内の行為とみなす。

2　行為区域内の一部に山林が存する場合の保存緑地率は、全体面積に対する百分率である。

3　行為区域内の一部に山林が存する場合の保存緑地が基準に満たないときは、その山林全部を保存緑地とする。

4　特別地域以外の行為区域内の一部に山林が存する場合の保存緑地について、次に掲げる理由により、これを確保することが困難である場合は、必要な保存緑地と同一面積の回復緑地をもってこれに代えることができる。

(1)　山林の植生が貧弱等で、保存緑地として残置する価値がないと認められるとき。

(2)　山林を残置することにより、防災上等の問題を生ずるおそれがあると認められるとき。

(3)　山林が行為区域内の中央に位置する等の理由により、これを保存緑地として残置すると開発目的の支障となると認められるとき。

5　行為の区分が２以上に区分できるような場合は、次のように処理するものとする。

(1)　面積が目的別に区別できるような場合は、目的に応じた緑地を確保させるものとする。

(2)　面積が行為の目的別に区分できないような場合は、主たる目的に応じた緑地を確保させるものとする。

6　都市計画区域の市街化区域における既存の宅地を含む区画整理事業の場合の緑地率の計算は、次の算式により処理するものとする。

緑地面積≧（全区域面積×0.03）＋｛（全区域面積－既存宅地面積）×0.02｝

7　緑地には道路、ゴルフコース等の工作物を保護する法面は含まないものとする。

ただし、概ね 25 度以下のゆるい勾配を持ち、法面の全面に樹木の植栽を行い、緑地の機能を十分果たす場合は、回復緑地としてみなすことができる。

8　回復緑地の植栽の基準は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>植栽の方法
植栽地の区分</th><th>周囲の幅</th><th colspan="2">樹　　木</th><th>芝　　生</th></tr>
<tr><td>公園、空地等の周　　囲</td><td rowspan="2">１．５ｍ
以上</td><td rowspan="4">１０㎡
当たり</td><td rowspan="4">①高木２本以上
②低木６本以上
③高木１本、低木３本以上

（三者択一）</td><td rowspan="4">１区画の面積が50㎡以上全面芝生地のもの</td></tr>
<tr><td>人口池、人口川等の水面の周囲</td></tr>
<tr><td>道路（緑道）の周　　囲</td><td>１．０ｍ
以上</td></tr>
<tr><td>計 画 樹 林 地</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備　考

1　「高木」とは、成木に達した時に樹高 3.5m以上となるものをいう。

2　「低木」とは、高木以外のものをいう。

（注）　都市計画区域の市街化区域において、高木を植栽するときは、その時点で樹高２ｍ以上でなければならない。

様式第１(1)

特別地域（特別保護地区）内工作物の
新（改、増）築許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における工作物の新（改、増）築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
施行方法	敷地面積	
	規模	
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の修景図

⑸　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。

⑶　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑷　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑸　「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑹　「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑺　「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑻　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(2)

特別地域（特別保護地区）内
木 竹 の 伐 採 許 可 申 請 書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
林況	林種及び樹種	
	林齢	
	森林面積	
	総蓄積（ａ）	
施行方法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹齢	
	平均胸高直径	
	伐採材積（ｂ）	
	伐採材積歩合(b/a)	％
	関連行為の概要	
	伐採跡地の取扱	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。

⑷　「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。

⑸　「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑹　「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑺　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑻　森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。「施行方法」については「伐採種別」「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することで足りるものとする。また、第３種特別地域以外の地域においては、「備考」欄に、伐採率、伐期齢を記入する。

⑼　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（３）

特別地域（特別保護地区）内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
採取（損傷）物の種類		
施行方法	採取（損傷）物の数量	
	採取（損傷）方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。

(5)「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ　申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

(7)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（４）

特別地域（特別保護地区）内鉱物の
掘採（土石の採取）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施行方法	掘採（採取）方法	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更する面積	
	掘採(採取)後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地の取扱	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

(3)　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、断面図

(4)　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の修景図

(5)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3)　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)　「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道堀（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。

(5)　「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。

(6)　「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7)　「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為の伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(8)　「掘採（採取）跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(9)　「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要

ウ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

エ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(10)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（５）

特別地域（特別保護地区）内水位（水量）
に増減を及ぼさせる行為許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等	
	水位（水量）の増減の内容	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑸　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑹　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（６）

特別地域（特別保護地区）内
汚水等の排出許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における汚水等の排出の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		（指定湖沼又は湿原名）
行為地及びその付近の状況		
汚水等の種類及び原因		
施行方法	汚水等の処理施設の種類、規模及び能力	
	汚水等の水質	
	排出の時期及び量	
	指定水域等への排出方法	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の排水設備の平面図、立面図、断面図、構造図

⑷　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「目的」欄には、当該排出行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。

⑶　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。なお、特別地域又は特別保護地区においては指定湖沼又は湿原名もあわせて記入すること。

⑷　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑸　「汚水等の種類及び原因」欄には、厨房からの雑排水、○○製造による工場排水等、汚水等の排出の原因となる行為及び汚水等の種類を詳細に記入すること。

⑹　「排出の時期及び量」欄には、１日当たりの排出量及びその年間における季節的変化を記入すること。

⑺　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑻　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（７）

特別地域（特別保護地区）内広告物の設置等許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における　　の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	独立して設置する場所の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色彩	
	表示の内容	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図

(2)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

(3)　行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

(4)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を「　　の許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3)　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)　「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係又は申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（８）

特別地域（特別保護地区）内物の集積（貯蔵）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
集積（貯蔵）物の種類		
施行方法	集積（貯蔵）方法	
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ	
	関連行為の概要	
	集積（貯蔵）設備	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図

⑷　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑶　「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入する こと。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑸　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１（９）

特別地域（特別保護地区）内水面の
埋　立　（　干　拓　）　許　可　申　請　書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	埋立（干拓）面積	
	工事の方法	
	関連行為の概要	
	埋立（干拓）後の取扱	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、断面図

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の修景図

⑸　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文に「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。 なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑸　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑹　「埋立（干拓）後の取扱」欄には、埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑺　「備考」欄には次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑻　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(10)

特別地域（特別保護地区）内土地の形状変更許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における土地の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、断面図

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の修景図

⑸　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴なう行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑸　「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑹　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑺　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(11)

特別地域（特別保護地区）内木竹以外の植物の植栽（播種）許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第３項の規定により　　国定公園の特別地域(特別保護地区)内における木竹以外の植物の植栽又は播種の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
植栽（播種）する植物の種類		
施行方法	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

(備考)

１　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図

⑷　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

２　注意

⑴　申請文の「　　国立公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合には、変種レベルまで）を記入すること。

⑸　「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

⑹　「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入すること。

⑺　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑻　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(12)

特別地域（特別保護地区）内動物の捕獲（殺傷）
（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第３項の規定により　　国定公園の特別地域(特別保護地区)内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
動物（卵）の種類		
施行方法	捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量	
	捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。

(5)「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ　申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

(7)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(13)

特別地域（特別保護地区）内動物の放出（家畜の放牧を含む）許可申請書

自然公園法第 20 条（第 21 条）第３項の規定により　　国定公園の特別保護地区内における動物の放出（家畜の放牧を含む）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目　　的		
場　　所		
行為地及びその付近の状況		
動物（家畜）の種類		
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）	
	管理方法	
予定日	着　　手	年　　月　　日
	完　　了	年　　月　　日
備　　考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国立公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

⑸　「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあっては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。

⑹　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑺　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(14)

特別地域（特別保護地区）内工作物等の色彩変更許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における　　の色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	色彩を変更する工作物	
	色彩を変更する箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の立面図、意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を、「　　の色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩の変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑸　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(15)

特別地域（特別保護地区）内指定区域内への立入り許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内の環境大臣が指定する区域内への立入の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
立ち入る者の人数及び氏名並びに期間		
立ち入る経路又は範囲		
立ち入る方法		
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は　抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。

⑸　「立ち入る方法」欄には、１日２回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。

⑹　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑺　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(16)

特別地域（特別保護地区）内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第３項の規定により　　国定公園の特別地域(特別保護地区）内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
車馬（動力船、航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

⑶　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

⑴　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

⑵　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

⑶　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

⑷　「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速５０キロメートルで１日２回１周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。

⑸　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑹　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(17)

特別保護地区内木竹の植栽許可申請書

自然公園法第21条第３項の規定により　　国定公園の特別保護地区内における木竹の植栽の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	植栽種別	
	植栽面積	
	植栽樹種	
	樹齢	
	植栽数量	
	植栽方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

(3)　行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図

(4)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「植栽種別」欄には、新植又は補植等の別を記入すること。

(5)「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で伐採した木竹を再度移植する場合、場所等の詳細を記入すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(7)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第１(18)

特別保護地区内火入（たき火）許可申請書

自然公園法第21条第３項の規定により　　国定公園の特別保護地区内における火入（たき火）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	火入（たき火）の及ぶ範囲	
	設備	
	火入（たき火）後の取扱	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（備考）

1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

(3)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意

(1)　申請文の「　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3)　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(4)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とするもこと。

※　連絡先には、実務担当者の氏名、電話番号を記入すること。

様式第２

意　　見　　書

年　　月　　日

愛 知 県 知 事　殿

市町村長名

国定公園（県立自然公園）特別地域内行為許可申請について次のとおり意見を付します。

申請者の住所及び氏名		
申 請 受 付 年 月 日		
公 園 計 画 と の 関 係	規制計画	
	施設計画	
行 為 地 及 び 行 為 地 周 辺 の 状 況		
施 行 方 法 の 適 否		
風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響		
審査基準該当項目		
許否に関する意見		
許 可 す る 場 合 の 条件に関する意見		
土 地 所 有 者 の 諾 否		
そ　の　他		

様式第３

市　町　村	事　務　所	県　本　庁
未・了・一部 未	未・了・一部 未	了・一部 未

自然公園内行為についての関連許認可等審査調査

調　査　項　目	調査項目（該当するものを〇でかこむ。）	処　理　状　況 (許可等年月日を記入)
都　市　計　画　関　係	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域	
宅　造　規　制　区　域	外　・　内（手続未・了）	
土地区画整理事業	外　・　内（手続未・了）	
砂　防　指　定　地	外　・　内（手続未・了）	
河　川　保　全　区　域	外　・　内（手続未・了）	
海　岸　保　全　区　域	外　・　内（手続未・了）	
急傾斜地崩壊危険区域	外　・　内（手続未・了）	
災　害　危　険　区　域	外　・　内（手続未・了）	
屋外広告物規制区域	外　・　内（手続未・了）	
保　安　林	外　・　内（手続未・了）	
地域森林計画対象民有林	対象外・対象内（手続未・了）	
農　振　農　用　地	外　・　内（手続未・了）	
（その他の法令） 建　築　基　準　法 旅　館　業　法 農　地　法 採　石　法 文　化　財　保　護　法 ホ　テ　ル　協　議 愛知県産業廃棄物 適　正　処　理　要　綱 そ　の　他	 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） 該当無・有（手続未・了） （手続未・了）	

様式第４

完　了　報　告　書

年　　月　　日

愛 知 県 知 事 殿

報告を求められた者の
住所及び氏名　　印
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け　　第　　号で許可を受けました
国定公園（又は県立自然公園）特別地域内　　については、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

１　場所
２　行為内容
３　完了年月日
４　その他
５　添付書類
(1)　許可書の写し
(2)　行為完了後の行為地の天然色写真

備　考
報告を求められた者の押印は、氏名又は代表者氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

様式第５(1)

割
印

第　　号
年　月　日

（　住　　所　）
（　氏　　名　）　様

愛知県知事　氏　　名　　印

国定公園（又は県立自然公園）内　　について（許可）

年　　月　　日　付けの申請については、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条（若しくは第 21 条）第３項（又は愛知県立自然公園条例（昭和 43 年３月 29 日条例第７号）第 20 条第４項）の規定により許可します。

記

１　公　園　名
　○○○○国定公園（県立自然公園）
２　地 種 区 分
　第○種特別地域（特別保護地区）
３　行　為　地

４　行為の種類

担当　　課　　グループ
電話
内線

様式第５(2)　（条件を付ける場合）

割
印

第　　号
年　月　日

（　住　　所　）
（　氏　　名　）　様

愛知県知事　氏　　名　　印

国定公園（又は県立自然公園）内　　について（許可）

年　月　日付け下記１の申請については、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条（若しくは第 21 条）第３項（又は愛知県立自然公園条例（昭和 43 年３月 29 日条例第７号）第 20 条第４項）の規定に基づき許可します。

ただし、この許可には、自然公園法第３２条（又は愛知県立自然公園条例第 29 条）の規定に基づき下記２のとおり条件を付します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第２条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、愛知県知事に対する審査請求によらず、公害等調整委員会に裁定の申請をするものとします。

また、処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第８条及び第 14 条の規定により、この処分を知った日の翌日から起算して６箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取り消しの訴えはできません。）に県（訴訟において県を代表する者は愛知県知事。以下同じ）を被告として提起することができます。ただし、この処分を知った日の翌日から起算して３箇月以内に行政不服審査法に基づく審査請求をした場合、又は公害等調整委員会に対する裁定の申請をした場合には、処分の取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決、又は裁定の申請に対する裁定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に、県を被告として提起することができます。

記

１　申請内容
　（１）　公園名
　　〇〇〇〇国定公園（県立自然公園）
　（２）　地種区分
　　第〇種特別地域（特別保護地区）
　（３）　行為地

　（４）　行為の種類

２　条件
　（１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。
　（２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

担当　　課　　グループ
電話
内線

様式第５(3)

割
印

第　　号
年　月　日

殿

愛知県知事　氏　　名　印

国定公園（又は県立自然公園）内　　について（回答）

年　　月　　日付け　　号で自然公園法（又は愛知県立自然公園条例）第　　条第　　項の規定により協議のありましたこのことについては、異存がありません。

なお、下記の事項について、ご注意ください。

記

担当　　課　　グループ
電話
内線

備　考

注意事項を付さないときは、なお書き及び記を削る。

様式第６

特別地域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの計画書

自然公園法施行規則第 12 条第 30 号（第 15 条第 16 号）又は愛知県立自然公園条例施行規則第 15 条第 51 号（第 30 条第 16 号）の規定により、　　公園の特別地域（普通地域）内における自然を活用した催しの計画書を提出します。

年　　月　　日

提出者の氏名（押印又は署名）及び住所
（連絡先）

愛知県知事　　殿

催し内容	名称	
	主催者名	
	目的	
	開催場所	
	開催期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
行為地及びその付近の状況		
行為の概要		
風致の維持のために行われる措置の内容		
原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限		
備考		

（備考）

1　計画書の「　　公園」の箇所には当該自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

2　「開催場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

3　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。

4　「行為の概要」欄には、工作物の設置、工作物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

　また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する15日前までに愛知県知事にその概要を通知すること。

5　「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること。

6　「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。

7　「備考」欄には次の事項を記入すること。

　ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

　イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

様式第７（１）

特別地域（特別保護地区）内行為着手済届出書

自然公園法第20条（第21条）第６項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

（備考）
記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第１に準ずること。
ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。

様式第７（２）

特別地域（特別保護地区）内非常災害応急措置届出書

自然公園法第20条（第21条）第７項の規定により　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

(備考)

１　記入事項についてはそれぞれの行為につき、様式第１に準ずること。
　ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。

２　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000 以上の地形図

様式第７（３）

特別地域内　　行為届出書

自然公園法第20条第８項の規定により　　国定公園特別地域内において　　行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

（備考）

１　記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第１に準ずること。

２　申請文の「　　行為」の箇所には、木竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入すること。

様式第８

意　　見　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

市町村長名

国定公園（県立自然公園）内行為について、次のとおり意見を付します。

届出人の住所及び氏名	
届出受付年月日	
行為の種類	
行為地及び行為地周辺の状況	
公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響	
土地所有者の諾否	
その他	

様式第９

普通地域内　　行為届出書

自然公園法第33条第１項の規定により　　国定公園普通地域内において　　行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））
（連絡先）

愛知県知事　殿

（備考）

１　記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第１に準ずること。

２　申請文の「　　行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。

様式第10

意　　見　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

市町村長名

国定公園（県立自然公園）内行為について、次のとおり意見を付します。

届出人の住所及び氏名	
届出受付年月日	
行為の種類	
行為地及び行為地周辺の状況	
公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響	
法第33条第２項(条例第30条第２項)の措置の要否及び措置内容等に関する意見	
土地所有者の諾否	
その他	

様式第11

第　　号
年　　月　　日

殿

愛知県知事　　印

　　年　　月　　日付けで届出のあった　　国定公園（県立自然公園）普通地域内　　については、下記理由により、自然公園法第33条第４項の規定に基づき同条第２項（愛知県立自然公園条例第30条第４項の規定に基づき同条第２項）の処分をすることができる期間を　　年　　月　　日まで延長する。

記

（理由）

様式第12

第　　号
年　　月　　日

殿

愛知県知事　　印

年　　月　　日付けで届出のあった　　国定公園（県立自然公園）普通地域内　　については、自然公園法第33条第６項（愛知県立自然公園条例第30条第６項）の規定により、　　年　　月　　日より当該行為に着手して差し支えない。

様式第13

第　　号
年　　月　　日

環　境　局　長　殿

東　三　河　総　局　長
県 民 事 務 所 長

自然公園内行為許可及び届出の処理実績等について（報告）

このことについては、　　年度（第　　四半期）分は別添のとおりです。

担 当　　課　　グループ
電 話
内 線

様式13の別添

平成○○年度（第○四半期）自然公園内許可届出等件数　　愛知県　　（　）内は国等に関する協議又は通知で外数を記入する。

関係事項			行為の種類	処理の別	国定公園 三河湾		飛騨木曽川		天竜奥三河		愛知高原		計		県立自然公園 段戸高原		振草渓谷		本宮山		桜淵		石巻山多米		南知多		渥美半島		計		合計		備考
法第20条関係・条例第20条関係	第3項(条第4項)第1号		工作物の新改増築	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第2号		木竹の伐採	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第3号		木竹の損傷	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第4号		土石の採取	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第5号		水位の増減	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第6号		指定湖沼への排出	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第7号		広告物の設置	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第8号		屋外集積貯蔵	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第9号		水面の埋立て	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第10号		土地の形状変更	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第11号		指定植物の採取等	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第12号		指定した植物の植栽	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第13号		指定動物の捕獲	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第14号		指定動物の放出	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第15号		色彩の変更	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第16号		指定区域内への立入	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項(条第4項)第17号		指定区域内への車馬の乗入	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	小計				0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第6項(条第6項)		既着手行為	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第7項(条第7項)		応急措置	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第8項(条第8項)		木材の植栽・家畜の放牧	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
計					0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
法第21条関係	第3項第1号		特別地域内各種行為																														
	法第20条該当項目	第1号	工作物の新改増築	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第2号	木竹の伐採	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第4号	土石の採取	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第5号	水位の増減	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第6号	指定湖沼への排出	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第7号	広告物の設置	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第9号	水面の埋立て	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第10号	土地の形状変更	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第15号	色彩の変更	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		第16号	指定区域内への立入	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第2号		木竹の損傷	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第3号		木竹の植栽	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第4号		家畜の放牧	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第5号		屋外集積貯蔵	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第6号		火入れ・たき火	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第7号		植物落葉落枝採取等	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第8号		植物の植栽等	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第9号		動物の捕獲等	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第3項第10号		車馬の乗入れ	許可	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	小計				0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第6項		既着手行為	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第7項		応急措置	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
計					0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
法第30条関係（条例第3条関係）	第1項第 1号		工作物の新改増築	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 2号		水位の増減	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 3号		広告物の設置	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 4号		水面の埋立て	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 5号		土石の採取	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 6号		土地の形状変更	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	第1項第 7号		海底の形状変更	届出	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
計					0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
合計					0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
相談件数					0		0		0		0		0	(0)	0		0		0		0		0		0		0		0		0		
巡視件数 但し、公園事業については、（ ）内に外数を記入			公園別		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
			月別				○月：	0件	(0件)		○月：	0件	(0件)		○月：	0件	(0件)														0	(0)	

第1四半期4月1日～6月30日、第2四半期7月1日～9月30日、第3四半期、10月1日～12月31日、第4四半期1月1日～3月31日。左の期間内に東三河総局長及び事務所長権限で許可（協議回答）、届出（通知）受理の処理をした実績件数を報告する。
（許可台帳の写しを添付すること。）

様式第14

監　　察　　記　　録

供覧					

自然公園内　　行為監察実施結果について（供覧）

このことについては、下記のとおりです。

記

監察実施年月日		年　　月　　日（　）　　午前　　午後
監察実施者		
行為者		
行為地		
自然公園名・種別		
行為の内容		
許可等の状況		
監察結果	施行方法	
	周囲に与える影響	
	指導内容又は必要とされる措置	

様式第15

第　　号
年　　月　　日

環　境　局　長　殿

東　三　河　総　局　長
県　民　事　務　所　長

年度自然公園内監察実施結果について（報告）

このことについては、別紙のとおりです。

担　当　　課　　グループ
電　話
内　線

様式第１５の別紙

東　三　河　総　局
事　務　所

年度　監察実施状況

監察実施年月日	自然公園名 種　別	行為者	行為の内容	許認可等の状況	監察の結果		備　考
					施行状況等	指導又は措置の状況	

様式第16

第　　号
年　　月　　日

環 境 局 長　殿

県 民 事 務 所 長

自然公園法（愛知県立自然公園条例）違反行為について　（報告）

標記について、下記（又は別紙）のとおり報告します。

記

(1)　発見日時
(2)　違反行為の種類
(3)　行為者の住所氏名
(4)　行為の場所
(5)　違反行為の概要
(6)　措置
(7)　その他参考となるべき事項

（備考）
１．「違反行為の種類」欄には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。
２．「その他参考となるべき事項」欄には、既許可（処分）の行為である場合には、その日付け、番号及び条件（処分）の内容を記入すること。
　なお、当該違反行為に対する処分に関する意見も記入すること。
３．行為の場所を示した縮尺１：25,000以上の地形図、縮尺１：5,000以上の概況図及び天然色写真等を必要に応じて添付すること。

様式第17

年　　月　　日

氏名等変更届出書

愛 知 県 知 事 殿

届出者
住所
氏名　　㊞
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

（連絡先）

国定公園及び愛知県立自然公園の許可、届出等の取扱要領第16に基づき、氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更内容	変更前の氏名等	
	変更後の氏名等	
変更した年月日		
変更理由		